

第3項 循環型地域社会の形成

環境にやさしいくらしの実現を図るため、町民、行政、事業者が協力し、家庭や事業所における廃棄物の再利用や、資源の循環利用などを進める循環型社会の構築を促進します。

第1節 廃棄物処理

- 発生抑制を最優先とし、町、町民、事業者が一体となり、ごみの減量化や資源化を進めるとともに、近隣市町との連携により、広域的な対応による処理体制を推進します。
 - し尿処理施設の適正な維持・管理に努めるとともに、近隣市町との連携により、広域的な対応による処理体制を推進します。
1. ごみ処理の推進
 - (1) 減量化の推進 (2) 資源化の推進 (3) ごみ処理広域化の推進
 2. し尿処理の推進
 - (1) し尿処理体制の推進



第4章 心豊かな人を育てるまちづくり

第1項 次代を担う人づくりの形成

児童・生徒の個性、能力、自主性を尊重し、教育内容や教育環境の充実を図ります。国際化や情報化などの時代に対応した教育を進めるとともに、地域との交流や体験学習など、多様な総合学習の機会を提供していくことにより、本町の特色を生かした人づくりを推進します。

また、児童の健全育成と子どもの居場所を確保するための環境整備を図り、学校、家庭、地域の連携により、青少年の社会参加活動や体験学習など、地域ぐるみで青少年の健全育成を図ります。

第1節 幼児教育

- 幼児の望ましい成長と発達を目指し、保護者の多様なニーズに対応できる良好な幼児教育環境の形成や、特色ある幼児教育を推進するとともに、少子化に伴う幼児人口の減少や地域的推移などを見極めながら、今後の幼児教育体制や運営方法などの見直しを進めていきます。
1. 幼児教育環境の充実
 - (1) 幼児教育体制の推進 (2) 幼児教育環境の整備

第2節 義務教育

- 児童生徒の生きる力と基礎的な学力・体力を育むため、創意ある教育内容の充実を図り、特色ある学校づくりや地域に開かれた学校運営を進めます。
 - 児童生徒の個性や能力を伸ばし、生涯にわたり健康で豊かな心と体や、自ら学ぶ意欲をもつ子どもを育成します。
1. 教育内容の充実
 - (1) 教育活動の推進 (2) 健康教育の推進 (3) 地域交流の推進
 2. 教育環境の充実
 - (1) 安全体制の整備と充実 (2) 学校給食の推進 (3) 学校施設の整備
 3. 特別支援教育の推進
 - (1) 特別支援教育の推進

第3節 青少年

- 青少年が社会の一員として自覚を持ち、次代の担い手として健やかに成長するよう、家庭、学校、地域が一体となった活動環境づくりを進め、青少年の健全育成を推進します。
1. 青少年健全育成の推進
 - (1) 健全な青少年育成 (2) 青少年活動環境の充実 (3) 家庭教育の充実

